

# 砂川市水防計画の修正について

災害対策基本法の改正  
(H30. 6)

北海道水防計画の修正  
(H29. 5、H29. 8、R1. 5)

上記の背景に伴い、道の水防計画は適宜修正が行われており、砂川市水防計画についてはH28. 5月の修正分まで反映されてきました。この度の修正ではH29. 5月及びH29年8月分、R1. 5月分の北海道水防計画を反映した形としています。

## 砂川市水防計画の主な修正事項

### 1 本編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第4章 通信連絡	第1節 予報及び警報等の通信連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水防活動の利用に適合する気象警報及び注意報について「大雨警報又は大雨特別警報」を「大雨特別警報」と「大雨警報」に分割し大雨特別警報の発表基準を「大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいと予想したとき 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。」とし、大雨警報の発表基準を「大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。」に修正</li> <li>● 水防活動の利用に適合する気象警報及び注意報について洪水警報の発表基準を「大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき」から「河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき」に修正</li> <li>● 水防活動の利用に適合する気象警報及び注意報について洪水注意報の発表基準を「大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき」から「河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。」に修正</li> <li>● 注意報、警報、特別警報を補足する情報として短時間豪雨による浸水被害の危険度の高まりを予想する「大雨警報（浸水害）の危険度分布」、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川の洪水発生に危険度の高まりを予想する「洪水警報の危険度分布」、水位周知河川及びその他河川を対象として上流域での降雨によって下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まっているかを示した情報である「流域雨量指数の予測値」の表を大雨警報・洪水警報を補足する情報として新設</li> <li>● （水防活動用予報（注意報含む）、警報並びに情報等の伝達）の（1）水防活動用予報（注意報を含む）、警報並びに情報等及び、（2）洪水予報の表中「NTT 東日本仙台センターNTT 西日本福岡センター」を「NTT 東日本五反田センタ NTT 西日本松山センタ」に修正</li> <li>● 「※洪水予報の危険レベルと水位情報等」を「※洪水予報の危険度</li> </ul>

章	節	主な修正内容
		レベルと水位情報」に修正 ● 危険度レベルについて表中の「危険レベル」を「危険度レベル」に修正
第5章 水防活動	第1節 水防非常配備体制	● 機構変更に伴い第1非常配備の配備要員の「審議監」を削除 ● 機構変更に伴い第1非常配備の配備要員に「開発推進課長」を追加 ● 機構変更に伴い第2非常配備の配備要員に「開発推進課」を追加
	第2節 監視及び警戒	● 常時監視する河川等について「稲田川」を追加 ● 常時監視する河川等について国管理河川、道管理河川、市管理河川の順になるよう整理
	第6節 避難及び立退き	● 避難場所の指定及び避難者の輸送について「(第5章第4節 避難対策計画及び第9節 輸送計画)」を「(第5章第4節 避難対策計画及び第14節 輸送計画)」に修正 ● 資料編 5-2 の修正に伴い「特に防災上の配慮を要する者が利用する施設への洪水予報等の伝達」を「特に防災上の配慮を要する者が利用する施設」に修正 ● 資料編 5-2 の修正に伴い特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の文中「所在地及び洪水予報等の伝達手段」を「所在地等」に変更 ● 資料編 5-2 の修正に伴い「資料編 5-2 洪水時に情報伝達を行う災害時要援護者関連施設」を「資料編 5-2 洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設」に変更
第6章 公用負担等		● 公用負担の内容について公費負担に係る権限を「法第28条第2項」の規定により行使できることを追加 ● 公費負担の内容について水防管理者から委任を受けた者も同様の権限を行使できることを追加 ● 公費負担の内容について水防管理団体は法第28条第3項の規定により損害を受けた者に対し、時価により損失を補償することを追加

## 2 資料編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第2章 関係資料	2-1 砂川市水防本部組織図	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本部員会議「総務部審議監」を削除</li> <li>● 総務部副部長を「総務部審議監」から「市長公室課長」に修正</li> <li>● 総務部副部長が「市長公室課長」となったことから統括班長を「市長公室課長（兼）」に変更</li> <li>● 統括班副班長に「開発推進課長」を追加</li> <li>● 統括班員に「開発推進課員」を追加</li> <li>● 総務班副班長を「課長補佐又は庶務担当係長」から「総務課副審議監」に変更</li> <li>● 農政班副班長を「課長補佐又は庶務担当係長」から「農業委員会主幹」に変更</li> <li>● 給水・下水道班副班長を「土木課副審議監（兼）」に修正</li> </ul>
	2-2 砂川市水防本部事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文教班の所掌事項として「避難所開設時における避難所対策班の業務への協力に関すること。」を追加</li> </ul>
	2-3 砂川地区広域消防組合組織図	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機構変更に伴い消防本部に「指令室」を追加</li> <li>● 機構変更に伴い救急通信課「情報係」を「計画係」に変更</li> <li>● 機構変更に伴い「奈井江・浦臼統合支署」を「奈井江・浦臼支署」に変更</li> <li>● 機構変更に伴い奈井江・浦臼支署に「機械係」を追加</li> </ul>
第3章 関係資料	3-1 重要水防箇所・洪水ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道及び国が公表している重要水防箇所の変更・更新等に伴い図及び表の整合性を図るよう更新</li> </ul>
	3-2 主要備蓄資材一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資材の数量について「河川排水用ポンプ」を2台から4台に更新</li> <li>● 資材の数量について「発電機」を1台から2台に更新</li> </ul>
第4章 関係資料	4-1 水防関係機関の責任者一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東日本電信電話(株)北海道事業部の電話番号を「0120-019-000」から「011-212-4466」に変更</li> </ul>
第5章 関係資料	5-2 洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表題「洪水時に情報伝達を行う要配慮者関連施設」を「洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設」に変更</li> <li>● 対象施設を「要配慮者利用施設のうち、浸水想定区域内に住所があり、利用者が寝泊まりすることがある施設」とし、通所のみ施設等を削除</li> </ul>